平成 1 6 年度弁理士試験論文式筆記試験問題

[意匠法]

問題

以下の から までを前提として、(1)から(3)の問に答えよ。

なお、(1)から(3)はそれぞれ独立の問として回答すること。

また、文中の「形態」とは、形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合を意味 するものとし、腕時計と時計バンドは、物品としては相互に類似しないものとす る。

甲は、腕時計本体に時計バンドを付けた腕時計の意匠イを創作し、2003年4月1日にイに係る意匠登録出願Aをした。その後、甲はイについて意匠登録を受け、同年12月1日にイは意匠公報に掲載された。また、甲は、同年5月1日から、イに係る腕時計を製造販売している。

乙は、止め金具部分の形態に特徴を有する時計バンドの意匠口を創作し、 これを2004年2月1日に出版された雑誌に発表した。イの時計バンドに係る 部分と口を比較すると、止め金具部分の形態が大きく異なっているが、他の形態 は類似している。

甲は、腕時計本体に時計バンドを付けた腕時計の意匠八につき、2004年2月20日に意匠登録出願Bをした。八は、イと比較すると、腕時計本体の形態が類似しているが、他の部分は類似していない。また、八の時計バンドに係る部分と口を比較すると、止め金具部分の形態が類似しているが、他の部分は類似していない。

- (1) 意匠登録出願 B について、上記 から の内容から想定される拒絶の理由 について説明せよ。
- (2) 乙は、2004年3月1日に、口に関して、意匠に係る物品を「時計バンド」とする、止め金具部分に係る部分意匠についての意匠登録出願Cをしたとする。Cの出願後に、甲がBに係る八について意匠登録を受けたものと仮定して、乙がCに係る意匠につき意匠登録を受ける可能性について論ぜよ。
- (3) 乙は、2004年2月10日から、口に係る時計バンド×、及び腕時計本体に×を付けた腕時計yの製造販売を始めた。その後、乙は、Bに係るハについて意匠権を取得した甲から、×とyの製造販売行為が、甲の当該意匠権を侵害するとの警告を受けた。乙は、甲に対して、どのような主張(反論)が可能であるかにつき論ぜよ。ただし、甲の当該意匠権の有効性を争う主張については触れなくてよい。